

議 事 日 程 (平成29年3月17日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第1号 安八町職員の退職管理に関する条例制定について
- 日程第5 議第2号 安八町職員の降給に関する条例制定について
- 日程第6 議第3号 安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第4号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第6号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第7号 安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第8号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第9号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第10号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算 (第6号)
- 日程第14 議第11号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第15 議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第16 議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議第14号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議第15号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第19 議第16号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議第17号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第21 議第18号 町道路線の認定について
- 日程第22 議第19号 町道路線の変更について
- 日程第23 議第20号 町道路線の廃止について
- 日程第24 議第21号 副町長選任につき同意を求める件

(追加議事日程)

日程第1 議第22号 工事請負契約の締結について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山中 美恵子

○出席議員（10名）

1番 西松 幸子	2番 碓井 昭夫	3番 西松 巖
4番 安井 忠	5番 小川 文雄	6番 大平 文雄
7番 岩田 譲治	8番 古澤 榮一	9番 山中 美恵子
10番 渡邊 明博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 堀 正	教育長 渡邊 均
参事 岡田 武史	建設調整監 吉村 英市
産業振興課長 西松 博美	建設課長兼 SIC建設推進室長 岡田 立
総務課長 坂 優	企画調整課長 大平 共美
生涯学習課長兼 総合体育館長 安井 孝行	税務課長 堀 芳弘
学校教育課長兼 給食センター所長 河合 一	会計管理者 渡邊 毅
福祉調整監 堀 隆志	住民環境課長 吉村 等
福祉課長 坂 和由	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 山田 靖	書記 石田 千夏
書記 土岐 寿徳	

(開議時間 午前10時00分)

議長 皆さん、おはようございます。

天候もよく、大分暖かくなってまいりました。

また、百梅園のボランティアというか、あれも御苦労さんでございました。たくさんの方、きょう傍聴に来ていただいております。何かとお忙しい中、皆さんよろしく申し上げます。

それでは、ただいまから平成29年第1回安八町議会定例会2日目を開催いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回安八町議会定例会2日目の会議を開きたいと思っております。よろしく願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、10番 渡邊明博君、1番 西松幸子君をお願いいたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いをいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは最初に、6番 大平文雄君。

6番 おはようございます。

きょうも平日にもかかわらず、本当に多くの方に傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。ある自治体では、平日では傍聴者1名というような、そんなような自治体もあったというように聞いております。政治に関心を持っていただけるということで、我々も非常に勇気100倍、安八町のために頑張っていきたいというふうに思っております。

それでは、事前通告に従いまして、議長から発言のお許しをいただきましたものですから、まず私のほうから質問をさせていただきます。

今回は、次期学習指導要領の改訂案の答申を受けて、小学校における英語

教育の対応施策ということで、小学校の英語教育に的を絞った質問をさせていただきます。

質問の要旨でございますが、平成28年12月21日中央教育審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な施策等について」として、次期学習指導要領の改訂案を文部科学大臣に答申いたしました。

その答申を受けて、文部科学大臣は小・中学校の指導要領を2016年度中、今年度中です、もう3月も日にちが少ない、今年度中に出るかと思っておりますけれども、2016年度中に、高校の指導要領は2017年度中に告示するとなっております。

そのような中で、29年2月14日、小・中学校の教育課程の基準となる新学習指導要領策が文部科学省から公表されております。今回で7回目の改訂となりますが、ゆとりとか詰め込みとかという2項目対立的な議論には戻さないというようなことになっております。

今回の中央教育審議会の答申は、学校を変化する社会の中に位置づけ、よりよい社会をつくるという目標を学校と社会が共有し、どのように学び、どのような資質、能力を身につけられるようにするか、社会に開かれた教育課程を目指すべき理念として位置づけることとしています。

これによって、教職員間、学校段階間、学校と社会との間の相互連携を促すものであります。

さて、今回は学習指導要領の答申のうち、特に小学校で大きく変貌する英語教育に的を絞って質問したいと思います。

まず答申は、何を学ぶかという量だけでなく、どのように学ぶかという質にも踏み込み、カリキュラムマネジメントという新しい考え方を取り入れています。

小学校では、英語の聞く、話すを中心の外国語活動、これは現在今5年生と6年生に週1こま、いわゆる1時間は45分で実施しておりますが、それを3年生、4年生に前倒ししていきます。5年生、6年生の英語は週2こま、週2時間でございますが、教科書を使い、読み、書く、話す、聞くの要素も学び、成績を評価するとなっております。

小学校は、3年生から6年生の間に35こま、いわゆる35時間ずつふえるこ

とになります。

なお、全面施行は2020年からとなっておりますが、先行実施期間は2018年度から2年間設けられております。2018年といいますと、もうあと1年しかございません。

答申については、他の学科を削減することなく前倒ししており、小学校の授業時間は限界にきています。その結果、短縮授業、土曜日の活用や夏休みの短縮、60分授業に踏み込まざるを得ないと考えている次第でございます。

教職員の負担を考慮し、文部科学省は教職員の増員や研修の充実などを進めるとしてはありますが、増員というのは容易でなく、ベテランの先生が大量退職する地域も多く、教職員の研修が重要と思われまます。

そこで、教育長に御質問します。

小学校の指導要領実施前の先行実施期間、2年間は重要な期間であり、学校側の裁量で教員も子供も混乱なく、2020年の実施時にスムーズに授業に入れるよう準備しなくてはなりません。これを怠れば、中学校進学時に大きな、いわゆる中1ギャップというものが発生する懸念があります。

御存じのように、2月15日の岐阜新聞によりますと、大垣市の小野小学校は県の研究校として、授業時間の捻出方法として短時間学習、すなわち水曜日、木曜日、金曜日の朝15分を英語の授業に充てています。

このような他校の実情を踏まえ、いまだ文部科学省からは新学習指導要領の告示はされておきませんが、現状の小学校の英語教育の実情と、先行実施期間における教育方針及び方向性は、既に今、教育長はお持ちであると思っております。現時点で答弁できる範囲内で伺いたいと思ひます。

なお、現状、全く白紙ということはないと思ひますが、そのようなことであれば、またいつごろまでに方向性を打ち出すかという考えがありましたら、伺いたいと思ひます。以上よろしくお祈ひします。

議 長 教育長 渡邊均君。

教育長 今回の改訂は、2030年社会及び未来を構築するため、文部科学省が平成32年、東京オリンピック開催年度を皮切りに、小学校から順次、新学習指導要領を完全実施していくものとしてお祈ひします。その中で、小学校外国語科の新設が今回の改訂の中心内容の一つになってお祈ひします。

そこで、本町におきまます英語教育推進についてお答ををさせていただきます

す。

最初に、英語教育に関する町の現状についてお答えをします。

現行の学習指導要領では、5・6年に外国語活動が週1時間、年間35時間で必修化されております。授業の内容は、話す（スピーキング）、聞く（リスニング）が中心の授業でございます。

安八町における外国語に関する授業時間数は、1・2年が年間10時間、3・4年が年間15時間、5・6年が年間35時間の外国語活動を実施しておるところでございます。

これが、次期学習指導要領では、3・4年に外国語活動の週1時間、年間35時間が移行されまして、5・6年には外国語科、英語科が週2時間、年間70時間の教科として新設されます。

外国語科の授業の内容といたしましては、読む（リーディング）、書く（ライティング）も加わり、より中学校の英語科との接続を図ることとなっております。

このような現状の中、先行実施を念頭に置きまして、本年度当初から顧問校長を選任し、町校長研修会の開催や教員へのアンケート実施をしました。そして、安八町英語部会で来年度実施する4回の研修会議の活動計画案を、現在作成したところでございます。

次に、先行実施期間の施策の方針、方向性について、対策としてお答えいたします。

第1に、増加した授業時間の確保の対策でございます。

3・4年の外国語活動で15時間、5・6年の外国語科で35時間が増加することになります。この増加時間の確保は、始業式、終業式の終わった後の授業や、土曜授業の実施によります授業時間枠の増加によりまして、大半は確保できるところでございますが、まだ全てではございません。今後、さらに校長会で具体化を検討してまいります。

第2に、教員の資質向上を図る対策でございます。

中学校では、英語科免許教員は英検2級以上取得を推進しておりますが、小学校は担任主導となり、免許教科に関係なく全員の指導力アップが必要となります。

そこで、個人力ではなくチーム力を高めるために、1. 英語学習推進リー

ダーを活用すること、2. 年間指導計画及び単位時間の指導過程を工夫すること、3. 年間指導計画、指導案、教材の安八町バージョンを来年度中に作成することの3点の向上策を考えております。

第3に、中学校外国語科での学力向上につながる対策でございます。

英語科教育の特別地区指定を先進的に取り組んできている小学校での大きな課題となっておりますのは、中学校英語の学力向上になかなか成果が見られないことだそうです。

そこで、中学校への連動策としましては、安八町英語部会で中学校の英語科教員との連携・交流をし、お互いの授業にフィードバックしていくことを考えております。

その中で、短時間授業のモジュール方式と長時間の1こま方式との組み合わせの有効性を見きわめたり、中学校では独自に英語教員やALT等とのオールイングリッシュ、全て英語によりますデイキャンプを実施したりすることを計画しておるところでございます。

21世紀スキルの一つとしまして、グローバル社会でのコミュニケーション能力の育成は、今後ますます重要度を増してくるものと考えられますので、実効性のある英語教育の充実を図っていきたいと考えております。

以上、大平議員の質問への回答とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長 大平文雄君。

6番 ありがとうございます。

小学校の英語というものは、非常に、今教育長が言われましたように、全教科担任しているということで、学生時代、いわゆる教職免許を取ったとしても、なかなか英語は私は苦手でしたという人がかなり見えます。また、得意であっても、いざ教育、指導となるとなかなか難しい問題も含まれておるかと思えます。

皆さん御存じのように、先般ニュースでもちょっと見ましたけれども、京都府がこの新しい学習指導要領の前提条件として、中学校で英語の先生の能力を調べたというようなことが出ていました。それは、皆さん御存じのTOEICという試験でございますが、皆さんも受けてみえるかと思えます。その中で、英検準1級を持ってみえる人が、逆に持ってみえない人ですね、

150人中の先生のうちの半分、75名が持ってみえないということで、TOEICを受けた結果、英検準1級が取得できたという人、これはTOEICで730点らしいんですけれども、それが16名しか見えなかったという結果になっております。

学力が全てではない、TOEICの点数が全てでないことは十分承知しておりますが、特に小学校の英語活動、英語教育がついて、中学校へスムーズに入っただけのように、切にこれから教育長を筆頭に安八独自の英語施策というものを打ち出していきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

議長 答弁はよろしいですか。

6番 はい、要りません。ありがとうございます。

議長 御苦労さんでした。

続いて、7番 岩田讓治君。

7番 どうも皆さん、おはようございます。

きょうも多くの傍聴の方、来ていただきまして本当にありがとうございます。私ども議員の、先ほど大平議員も申されましたけれども、勇気になる、元気がいただけるということで、喜んでおります。

私からは、2つ質問をさせていただきます。

1つは、町営住宅について、もう1つは道の駅についてでございます。

安八町の町営住宅事業の第1期の工事は、町の重要施策として提案をなされ、人口の流出の歯どめ策、地域開発の促進を目的に、町勢発展の礎を目指したものでございました。

当時の議会には、町営住宅建設特別委員会が設けられまして、議長ほか5人で組織され、検討がなされました。

それは、昭和36年から6年間にわたってのお話でございます。136戸の町営住宅が町内各地に建設をされました。当時建設された住宅は、既に現在払い下げがなされ、その姿を見ることはほとんどございません。

その後、第2期工事といたしまして建設されましたのが、北今ヶ淵の地内にあります町営住宅、昭和50年から52年に建設されました3棟、24戸でございます。40年が既に経過をいたしてございまして、その間大きな改修あるいは

耐震工事もなされておらず、老朽化が大変進んでおります。今年度の予算案の中にも、これらの対策費用は盛り込まれておりません。

今後、この対応をどのようにお考えになられるのか、担当長の御答弁をお願いするものでございます。

2つ目は、道の駅の構想でございます。

農産物の生産、加工、販売までを総合的に行う体制をつくり、農業振興と地域の活性化を目的に、安八町第6次産業の推進化検討会が平成24年8月に設置をされました。その検討会では、生鮮野菜等の生産、販売、特産品の開発、農産物の直売所などについて、町長を初め生産者の代表の方、商工会の関係の方、また農産物の加工をされる代表の方、行政関係者も加わって検討がなされたわけでございます。

しかし、その後の動きはなく、町の第五次総合計画に記されております道の駅構想の行方にも影響が出ると思っております。

高規格道路やスマートインターチェンジの建設が着々と進んでいる中、それに合わせた道の駅の整備計画は待ったなしでございます。担当長の御所見をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

議長 建設課長兼S I C建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 岩田議員からの町営住宅関連の御質問について回答させていただきます。

議員の御質問の中にもございましたが、現在の町営住宅は昭和50年から52年の3カ年で、各年度1棟ずつ、計3棟、24戸を約1億円かけ建設しました。構造は簡易耐火構造2階建てとなっております。

町営住宅の家賃収入は、年間350万円ほどとなっております。

また、町営住宅を維持していく費用としましては、担当者の人件費、各種保険料、営繕費など、年間200万円ほどの経費を要しております。

議員御指摘のように、町営住宅建設からは40年以上の歳月が経過しており、近年、床組みや床板、また壁、水回り、水道管、ガス管など、さまざまな部分で経年劣化によるダメージが多く見られるようになり、毎年最低限の修繕を施し、維持管理をしている状態でございます。

最近では、通常の営繕とは別に、ガス管の腐食によるガス漏れの危険性が増したため、平成26年、27年の2カ年で140万円ほどをかけ、24戸のガス管

の交換を行いました。

今後も、このような住宅全戸を修繕するような大きな事案が次々と発生する傾向にあると考えております。

さらに、町として一番気がかりな点は、町営住宅の耐震化の問題でございます。

阪神、東日本、熊本など全国各地で大規模な地震が発生し、家屋倒壊による被害も多く発生している中、懸念されている東海・東南海地震が発生した場合には、倒壊の可能性が高い確率で起こるとも考えられます。

早急にも老朽化に対応した大規模改修工事や、耐震化工事を進める必要があるとは考えておりますが、その費用は建てかえるのと同様か、それ以上の費用が必要になると思われま。

もともと、公営住宅は低所得者の方を対象に入居可能となっておりますが、長年入居してみえる世帯では、子供たちが成長され、世帯所得が基準を超える世帯が増加している傾向にもあります。年月の経過と時代の変化に伴い、安定的な所得を得られる世帯がふえてきていると思われ、町営住宅が担う役割も徐々に終息に向かっているようにも感じます。

このような状況を踏まえ、担当課長としましては、今後の方向性として、国が推進している空き家対策の事業に関連する交付金を活用し、既存民間住宅を利用して提供する手法や、また今年度策定しました安八町空き家等対策計画の中、第5章で空き家等対策の具体策例として空き家バンクを設置して、移住希望者と空き家所有者とのマッチングをしていくこととしております。

このような手法も活用し、町営住宅居住者の移住に努め、将来的には廃止の方向へ導きたいと考えております。

しかしながら、第五次総合計画におきましては、町営住宅の計画的な修繕やバリアフリー化を行うと位置づけてありますので、担当課で簡単に結論づけられるものではなく、各課横断的にかかわってくる課題だと考えております。

早急に確固たる町の方向性を見出し、指針として公営住宅事業を進めていきたいと思っております。

以上、岩田議員への回答とさせていただきます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、2点目の道の駅に関する御質問に対しましてお答えさせていただきます。

岩田議員からは、平成23年12月議会で、農業の6次産業化の拡大について御提言をいただいております。

それに対しましては、町としましても積極的に取り組んでいくとし、平成24年8月には農業関係者を中心とする6次産業化推進検討委員会を立ち上げました。主に、直売所を視点にした検討が中心となり、先進地の視察やアンケート調査も実施しましたが、何かと課題も多く、またスマートインターチェンジによる交通形態の変化なども予測され、その後具体的に進展していない状況となっております。

悲願ではありましたがスマートインターチェンジが来年度末、平成30年3月末までには完成する運びとなりました。

現在は、スマートインターチェンジを活用したまちづくりの検討として、国の地方創生交付金を活用し、産業の集積や多くの人々が往来するにぎわいのあるまちづくりとして、町内へ人の流れを呼び込む集客力の向上に向けた検討を進めているところでございます。

その一つとして、道の駅的な構想もございます。全国的に道の駅のイメージは、採算性が難しいなど問題もありますが、ほかの施設、機能との連携を図り、安八町の産業の振興など相乗効果が発揮できる体制を構築したいと考えております。

近く検討結果を説明できるかと思います。議員の皆様や関係の方々とも協議させていただき、よりよい計画をつくり上げていきたいと考えております。

以上、岩田議員への回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

7番 どうもありがとうございました。

岡田課長におかれましては、大変具体的に御説明いただきまして、検討の中に廃止という言葉も出てまいったわけでございます。

私も、安八町の町営住宅に関しましては、一時期のニーズに応えましてつくったんですけれども、そういう時代ではなくなってきた、その役割は終息に向かっておるんじゃないかなというふうに感じておるところでございます。

ただ、1点だけお願いしたいのは、24戸のうち21世帯がまだ入っておられます。この方々に十分に御理解いただいて、今後対策を早急に進めていただきたい、その1点でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、道の駅につきましては、当時私も委員の1人といたしまして、いろいろ議論したことを覚えています。特に、直売所のほうにレストランを設けて一緒につくったらどうかとか、あるいは名物品をこしらえて知名度アップを狙ったらどうかとか、設置場所をどこにするんだとか、いろいろと議論は出ましたが、しかし、なかなか前に進まなかったというのは現状でございます。

今後は、やっぱり町全体の発展を十分に御協議いただきまして、将来構想のイメージを描いて、道の駅の役割、位置を明確にさせていただきたいと思えます。そして、すばらしい御提案をぜひ示していただきたいというふうに願っておるところでございます。

以上、2つとも要望でございます。再質問じゃあございません。今後ともよろしくお願いいたします。これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長 御苦勞さんでございました。

続きます、1番 西松幸子君。

1 番 おはようございます。よろしくお願いいたします。

私からは、認知症対策についてお伺いいたします。

お手元に資料がありますので、よろしくお願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。

現在、全国の認知症患者数は平成24年時点で462万人、さらに高齢化が進むと32年には630万人と推計されています。

認知症対策は、今や国民的課題となっています。私が、昨年3月の介護保険の改定による町の対策についての一般質問の回答の中で、認知症の施策の一環として、認知症カフェの計画、また介護ボランティアの養成講座を行うとなっていました。

現在、安八町では、昨年11月から元気百梅カフェがサンライズ長良で、安八温泉でも週1回実施されています。来年度4月からは、安八診療所でも実施されることになり、多くの高齢者や家族の方から期待されています。

また、昨年11月に高齢者助け合い生活支援事業として、元気サポーター養成講座が行われ、34名の方が受講されました。高齢者が必要としているごみ出しや電球の取りかえなど、時間に応じてワンコインでサービスが受けられる事業が来年度4月から始まるとお聞きしました。

元気サポーターの方々が、地域の高齢者の暮らしをお手伝いし、サポーターの方の健康にもつながり、とてもすばらしい事業であると思っています。その事業を通して、さらに認知症の人たちを地域社会で見守っていく輪が広がっていくことが望まれます。

28年度版厚生労働白書では、65歳以上の7割を超える人々が、自宅で暮らし続けたいと回答しています。地域包括ケアシステムの中で、認知症高齢者が自宅で暮らす期間を可能な限り長くしていくため、自治体の知恵と地域の協力が不可欠となってきています。

認知症は、初期症状のうちにプロがかかわることが大事だとされており、医療や介護の専門職が適切な治療やケアにつなげて、自立生活をサポートする認知症初期集中支援チームの配置が重要となってきています。

そこで、安八町の認知症初期集中支援チームの配置と、今後の充実の方向について伺います。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 西松幸子議員の認知症対策についての御質問にお答えいたします。

当町においては、平成29年2月末現在、要介護認定を受けた方は450名いらっしゃいます。そのうち280名の方が認知症を患ってみえます。割合にすると62.2%でございます。また、65歳以上の人口約3,900名から見ると、7.2%の割合でございます。

その認知症の方が利用できる介護サービスとしては、症状が軽度または中程度の方を対象としたデイサービスがございます。認知症に対応した介護や機能訓練を受けることにより、精神的、身体的な機能回復、引きこもり解消、家族の負担軽減を目的としております。このデイサービスには203名の方が利用されております。

症状が重い方につきましては、認知症のグループホームへ入居し、必要な介助を受けながら共同生活を送り、機能訓練などを実施しております。こちらには28名の方が利用されております。

さて、議員御指摘のとおり、認知症は初期症状のうちに専門的なケアを受けることが、本人または家族にとってとても大事なことで、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築しなければならないと考えております。

町では、国の認知症施策推進総合戦略、これを新オレンジプランといいます。これにのっとり、認知症になっても安心して地域で生活が続けられるまちづくりを目指しております。

本人、家族の方が認知症の相談をしやすいよう、現在福祉課のほかに町内の医療機関、介護施設に相談窓口を設置しており、介護サービスが必要な方には地域包括支援センターの職員が対応をしております。

中でも認知症に関して、早期に専門的な対応が必要な場合には、認知症初期集中支援チームが支援することとなり、そのチームにつきましては本年度立ち上げたところでございます。チーム員は3名で構成し、その構成員は認知症専門の医師、地域包括支援センターの保健師、そして社会福祉協議会の社会福祉士でございます。

町として、今後については、認知症専門医の指導のもと、この支援チームが認知症の方やその家族を訪問し、初期の支援を包括的また集中的に行い、自立支援のサポートを行ってまいります。

さらに、認知症施策や、認知症高齢者、こういう方に優しい地域づくりのため、町を挙げた取り組みが必要であることから、今後は認知症施策の充実、認知症への理解を深めるため、サロンや健康教室、老人クラブ、学校教育等において、認知症に対する普及啓発を図ってまいります。

認知症は、本人とその御家族の精神的、身体的不安、また負担がとても大きいものです。さまざまな施策に取り組むことで、認知症の方を含む高齢者の方が御自宅で安心して暮らせる優しい地域環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、西松幸子議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 西松幸子君。

1番 ありがとうございました。

認知症初期集中支援チームが立ち上げたばかりということですので、これからよろしく願いいたします。

認知症の方が、家族がちょっと目を離したすきに、外に出て、家に帰ることができなくなる事例がよくあります。全国には、自分の名前も住所も話すことができず、家族のもとへ帰れず、施設で暮らしている方がたくさんいらっしゃいます。そんなことにならないためにも、早い段階で、家族のもとへ無事に帰ることができますように、住所、名前、電話番号を書いたカエルワッペンをつくっていただき、高齢者宅に配付していただけないでしょうか。

また、ほかに何かよい方法があるようでしたらお伺いします。

議長 坂和由君。

福祉課長 議員の再質問にお答えさせていただきます。

氏名や住所、また電話番号を書いたカエルワッペン、そういうようなものを衣服、胸に張る方法についてでございますが、私は認知症ですということのみずから宣言することであり、また御家族の同意等が必要となってくる、そのような課題がございますので、慎重に検討せざるを得ないと考えております。

通常、認知症の方は、私たちと同様、靴を履いて外に出られます。そこで、ワッペンのほかの策といたしまして、認知症の方の靴に張る見守りシールなるものを作成し、その御家族に配付をしたいと考えております。そのシールは夜間でもわかるように、蛍光塗料の材質でできたものを使用し、靴のかかとまたはつま先に張るように考えております。

そのシールには、安八町001、安八町002というように、番号で作成します。そして役場の福祉課のほうで、その方の情報を台帳管理するような方法を考えております。ただ、この方法が家族の方だけ知っていることでは、発見や見守りにつながりませんので、認知症の方をこの地域全体で見守っていくという体制づくりのため、広報紙等を活用しながら、このことを周知していきたいと考えております。

以上、西松議員の再質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 西松幸子君。

1番 ありがとうございました。

こういう現代では、小学校の名札も、昔は名前、住所、全部書いていましたけれども、今危ない社会になっておりまして、名札をつけることもなくな

るところもあります。認知症の場合もやはり名札もそういうこともありますし、今、早速来年度からシールの事業をやってくださるということで、それが一番だと思いますので、これから高齢者人口がますますふえる中、早速来年度からそういったシールで皆さんにお知らせして、高齢者宅に配付していただきますように、よろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

続いて、4番 安井忠君。

4番 議長より発言の許可をいただきましたので、私からは2点について質問いたします。

町設置の交通標識・表示について質問します。

町内の集落や農免道路などに、町が独自に設置した交通標識看板があります。設置場所は必要なところにあり、それなりの効果もあると思われていますが、昨今、渋滞を避けるための車両が、農道や集落内の生活道路をスピードを上げて通り抜けていきます。

そのため、幹線道路以外での地元住民の方と町外の通り抜けの方との交通事故がふえています。事故防止のためにも、事故多発、危険場所に道路標示・標識の設定を望みます。

できれば、町設置の標識では法的効力がなく、厳守する義務もなく、交通事故がその場で起きても、その標識は過失割合に反映されず、ないものと同じ扱いとなります。せっかく標識を設置するのなら、手間と時間をかけてでも法的効力のある県公安委員会の設置物をお願いいたします。

続きまして、害鳥駆除について質問します。

ジャンボタニシは、補助金をもらって区を挙げて駆除しています。そのせいもあって、一時期よりタニシの被害は減りましたが、鳥による農作物の被害は変わらずよく聞きます。

スズメによる稲や、カラスやヒヨドリによる野菜や果樹など、おどしただけではすぐになれてしまい、群れをなしてしつこくやってくるそうです。

各個人単位の防除対策をしても、他の農地に移るだけで、全体的な被害軽減のためには広域的な対策を計画的に行うことが大切かと思えます。

最近の害鳥駆除の実施状況と予定はどのように立てていますか。担当課に

お尋ねします。以上です。

議 長 総務課長 坂優君。

総務課長 安井議員の町設置の交通標識・表示についての御質問につきまして、回答をさせていただきます。

御質問いただきました件につきましては、長良川、大垣一宮線の羽島大橋、渡河部におけます渋滞を原因とするもので、大安大橋の開通に伴いまして、町内に流入した通過車両が渋滞を避けるため、地域内道路へ進入することによって起こった交通事故と考えております。

根本的な解消につきましては、大垣江南線の長良川架橋の早期完成となりますが、短期間でできるものではございません。それまでの間、町内を通過する車両が安全かつ円滑に通過してもらうため、規制を伴う交通標識を一つの手段とするようにとの御提言と考えております。

一般的に、新しい橋や道路ができた場合に起こる現象といたしまして、ドライバーは少しでも早く行ける道をとまることなく進める道など、ドライバーが有効と考える道路が見つかるまでの間、いろいろな道路を試しながら通行するようです。いろいろな試し通行がされた後、ある程度の時間がたつと、個々の通行する道が一定し、車の流れが落ちつくようでございます。その落ちついた段階で、規制が必要な箇所を判断していくことが有効とされております。

大安大橋も開通し、2年以上経過いたしましたので、その時期と判断できますので、具体的な箇所につきましてお知らせいただき、警察へ要望してまいりたいと考えております。

また、要望したものが直ちにできるものではありませんので、個々の箇所の状況を判断しながら、注意喚起や安全対策等、町でできる有効な手段を検討し、警察への要望と並行して進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、安井議員の質問への回答とさせていただきます。

議 長 続きまして、産業振興課長 西松博美君。

産業振興課長 安井議員の害鳥駆除についての質問につきまして、回答をさせていただきます。

町では、害鳥駆除につきましては、平成25年度までは安八猟友会に依頼し

て駆除を実施していましたが、平成25年に会員の高齢化により解散されてからは、直接駆除は実施しておりません。

現在の対応は、各農家での自己防衛、また中部電力においては電柱や電線のカラス等の卵の採取、巣の撤去を手取りで行っていただいているのが現状でございます。今後の具体的な駆除実施の予定につきましてもございません。

町といたしましては、被害が出ないよう対策を講じることとして、地域、集落に害鳥を寄せつけない環境づくりが被害対策の第一歩として啓発をしていきます。

1つに、集落内の餌場をなくすことが重要でございます。農地の収穫の残渣、またくず野菜を捨てない、果樹の放置、とり残し、人からの給餌をしないことでございます。

2つに、隠れ場をなくすことが重要でございます。水辺の草刈り、用水路のごみ、草の除去を徹底することでございます。

これらの対策で、害鳥被害軽減につながるよう、繰り返しいたしますが、地域、集落で取り組むことを啓発してお願いしていきたくと思っております。

以上、安井議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 4番 安井忠君。

4番 どうも答弁ありがとうございました。

町設置の交通標識につきましては、各地区からの要望に沿って、今後進めていただけたらと思います。

害鳥駆除につきましては、猟友会が解散したからやめましたとか、なら民間業者に問い合わせたことがあるのか、また地区で対策しろとか、はなからやるつもりがないようなふうに分かれますが、被害額は少ないかもしれませんが、少なからず困っていらっしゃる方が大勢いらっしゃると思いますので、お金がかかることではございますが、鳥は早く広くおいしいものを食べます。収穫前の被害をなくすためにも、何らかの努力をお願いいたします。

答弁ございましたらお願いします。なければ結構ですけど。

議長 産業振興課長 西松博美君。

産業振興課長 安井議員の再質問ということで御回答させていただきます。

先ほどは、私のほう、今でいう守りという形でやっておりましたが、議員

御提言のとおり、積極的に民間の方の防除を検討、また今言います広報等でまた地域に啓発させていただきまして、皆さんで守っていただきたいというようなことの啓発を進めていきたいと思っておりますので、努力していきますので、よろしくお願ひします。

以上で、質問の回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議 長 4番 安井忠君。

4 番 どうもありがとうございました。

今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。以上で終わります。

議 長 続いて、最後です。5番 小川文雄君。

5 番 発言のお許しをいただきましたので、私からは安八温泉を核とした活気とにぎわいのあふれるまちづくりについて御質問をさせていただきます。

瑞穂市から安八温泉への定期バスの運行計画が、今検討されております。過日、アンケート調査も行っていただいたということでございますが、詳しい結果はまだ出ていないそうでございますが、私はこの安八温泉を核とした活気とにぎわいのあふれるまちづくりのために、このバスの計画、ぜひとも実現をさせてほしいという思いでございます。

実は、この活気とにぎわいのあふれるまちづくりにつきましては、きょうお手元に資料としてお配りをさせていただいておりますが、安八町の第五次総合計画の中で、安八温泉、年間何人というようなこともきちっと書いてありますが、要するに安八温泉や百梅園を観光資源とした観光の振興策として、具体的に計画をされております。そのための施策として、魅力的な観光ルートを整備し、集客力の向上を図ることという表現をされております。

この定期バスの乗り入れにつきましては、集客力の向上を図ると、まさに第一歩として極めてタイムリーなことと思ひます。

しかし、そのためには、解決をしなければならないいろいろな課題が数多くございます。

例えば定期バスと今走っておりますアンピーバス、コミュニティーバスでございますが、これとの連携調整、あるいは安八温泉の施設そのものや周辺のインフラ整備、百梅園や中須川の桜並木などの観光場所への誘導、さらに

は防犯、防災、交通安全などの対策、こういったものを数え出したらきりがございません。

そこで、こういう諸課題を克服して、新しいまちづくりをするために、今後何が必要なのか、何をすべきなのか、執行部の方々のお考えをお尋ねいたします。

最初に、定期バスの利便性を図り、利用者の拡大を図るためには、現行のコミュニティーバスとの連携調整が必要であります。運行経路、料金体系、あるいは発着時刻の調整、こういったことは利用促進策も視野に入れて検討をしていかなければならないと考えます。今後どのようなスタンスで検討されるのでしょうかということです。

次に、安八温泉の利用客、先ほども見ていただいておりますように、現状月約2万人、これは26年度の実績として年間23万2,000人という実績がございますが、月割りにしますと約2万人ということでございます。これを30年度には、月2万5,000、年間にして30万人という目標でございます。これに対しまして、現状のままでサービスの低下を招かなく対応ができるかということでございます。本館建物は老朽化が激しく、設備も修繕に次ぐ修繕で運転されているのが現状でございます。

一方で、定期バスの発着所ともなれば、当然待合所や駐車・駐輪場、バスの待機場所、そういったものが必要になります。そして、何よりも私のようなトイレの近い利用客は、何はなくてもトイレと。屋外にトイレは欲しいなあということもございます。こういった課題に今後どのように対応されるのでしょうか。

さらには、周辺の道路の整備も必要になります。それから、ATM、売店、喫茶店、食堂、こんなのがあればいいなあということも考えながら、民活によるまちづくりにも配慮が必要だと思えます。

加えて、極めて重要なことは、人が集まれば集まるほど防犯、防災、交通安全対策、こういったものが必要になります。町長さんのお話によりますと、ここ数年来、俗に言う泥棒さんですが、泥棒やら万引きといった犯罪が、年々、全体では減少しているということですが、なぜか安八町だけが逆にふえているということもございます。今後、このバスの運行によって、こうした犯罪がさらにふえるのではないかという心配も出てまいります。

また、安八温泉は児童の通学の集合場所にもなっております。子供たちを交通事故から守るためにも、周辺の道路も含めて、例えば通学路交通安全プログラムの中に取り入れていただくなりして、交通安全対策には万全を期していただきたいという思いでございます。

町長さんが、スマートインターチェンジの完成を安八町発展の礎としたいと言われましたが、私は定期バス乗り入れを、安八温泉を核とした活気とにぎわいのあふれるまちづくりの概念としていただきたいと強く思います。

こうしたまちづくりは、一朝一夕にはできませんが、つくろうとしなければ、未来永劫、何もできません。ここはひとつ企画調整課がリーダーとなって、この種のまちづくりの検討会を立ち上げていただき、皆さんで真剣に検討をしていただき、できることから順に実施していただきたいと思います。

ただ単にバスが来ますよではなく、新しいまちづくりのためにバスを誘致しますよというスタンスで取り組んでいただきたい。そうすることが起爆剤となって、人が集い、にぎわいができる、さらに人が集う。そこには、活力ある地域が生まれる、やがて定住者もふえる。そこに第五次総合計画で描いた活力とにぎわいのあふれるまち、そういったものができ上がるということでございます。やがては若者や子供たちを優しく包摂するまち、安八町ができ上がるという夢でございます。

こういった夢を、ただ単に夢で終わらせることなく具現化をしていただきたいと強く思う一人でございます。

以上で、雑駁ではございますが、質問をさせていただきますので、それぞれ関係課長さんから誠意ある、また夢のある御答弁をいただきたいと思いません。よろしく願いをいたします。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 小川議員の御質問につきましてお答えをさせていただきます。

御質問は、各課にまたがる内容でございますが、全体的なまちづくりの計画に関することでもありますので、企画調整課でお答えをさせていただきます。

さて、長年の悲願でもありましたスマートインターチェンジでございますが、現在急ピッチで工事が進められており、平成29年度末には完成する見込みとなっております。完成もいよいよ現実味を帯びてまいり、感慨もひとし

おでございます。

平成29年度の予算では、スマートインターチェンジの完成を好機と捉えた今後のまちづくりの礎となることを目指しております。

財政的には制約を受ける中にあり、スマートインターチェンジの完成を最優先に財源を投入しておりますが、スマートインターチェンジを活用し、いかにして安八町の発展につなげていくか、これからは行政としての本領が問われるときであると思っております。

企業誘致はもちろんですが、小川議員が御提言されるとおり、活気とにぎわいのあふれるまちづくりにも取り組んでいかなければなりません。

安八町は南北に長い地形であり、スマートインターチェンジを南の玄関口として、安八百梅園、中央部に安八温泉、北部に位置する結神社を結ぶ北部へつなげる観光ルートの構築も集客力の向上、にぎわいの創造には大きな効果が期待できると考えております。にぎわいの創造には、外部からの人の流れをつくることが重要となり、またバスなどの交通機関の拡充や施設の充実も必要となります。

そのような中、隣接の瑞穂市と広域・定期バスの協議を進めることになりました。どの自治体も地方創生に向け、創意工夫を凝らしております。穂積駅から安八温泉までが運行計画となっておりますが、まさしく小川議員が言われるとおおり、極めてタイムリーで安八町としましても、ぜひとも前向きに検討したい計画であります。

安八町からは、通勤、通学、商業圏の拡大など、利便性の向上につながるとともに、安八温泉への外部からの来場者が見込まれるなど、まちのにぎわいにもつながるものと思われまます。そのためには、議員が懸念されるとおり、多くの課題もございます。

1点目の広域バスと既存のコミュニティーバスとの連携調整についてでございます。

広域バスの路線、ダイヤなどは、瑞穂市との協議によります。町としましては、安八温泉をさらに南進させてはなどとの思いも持っております。

また、コミュニティーバスとの連携を向上させるには、コミュニティーバスの運行全体の見直しが必要になってまいります。全体の見直しは、公共交通会議により協議させていただきますが、これまでのバス1台での運行効率

を高めるためには、停留所の位置やダイヤの見直しや、そもそも1台での運行についても見直す必要があると考えております。広域バスのアンケートの取りまとめができた段階で、早目に会議を開催させていただく予定でございます。

2点目は、安八温泉施設そのものの能力、機能であります。

議員が言われますとおり、総合計画では年間30万人の利用者を目標に上げております。これまで、施設や機器類の老朽化対策として、緊急性などを考慮し修繕を施してまいりました。集客力を向上させるためにも、幅広い年代層に対応した機能の付加や飲食コーナー、販売施設の充実など、今後は抜本的な施設の改革が必要であると考えます。また、特産品の開発、バス利用者の方への特典なども検討してまいります。

バスの運行を開始するまでには、バスの待機場所の確保や、バス利用者のための駐車場の確保、屋外トイレの設置など、できることから整備をしてまいります。

3点目の課題は、これも議員から御指摘されるところの、交通量の増加による交通安全、防犯対策であります。

周辺の道路整備はもとより、小・中学校の通学路対策も講じなければなりません。現在でも温泉でイベントがある場合は、交通量がふえ、周辺の皆様には御迷惑をおかけしている状況にあります。地元の住民の皆様へも、また温泉へ来場される方へも、安心・安全の確保、景観に配慮した環境整備も重要であると思っております。

その中で、平成32年に都市計画の定期見直しという関係で、都市計画の見直しが実施されますので、民間企業が開発しやすいように、土地利用の見直しも検討してまいります。

今後の検討の進め方でございますが、ここまでは安八温泉の改築、バス路線など断片的な検討でありましたが、課長以上会などを活用し、横断的な対策により検討を進め、安八温泉を核とした整備計画、町内全域の観光ルートの構築に努めてまいります。

温泉の改築のたたき台の案をつくってはおりますが、多額の投資が必要となります。財源的には厳しい状況にありますが、国の交付金や温泉の改築には民間資金の活用も検討し、計画的に整備を進めてまいりたいと考えており

ます。

いずれにいたしましても、若者と子供たちを優しく包摂するまちの創造に向け、職員が熱意を持ち取り組んでまいります。

議員各位におかれましても、御指導並びに御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、小川議員への回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄君。

5番 ただいま、かなり詳しく御説明、御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

何と言っても、新しいまちづくりに関しましては、すぐできるものではございません。どういうスタンスで取り組んでいくかというのが一番でございます。

たまたまバスがやってくるということでございますが、これはバスがやってくるんで、御苦労さん、温泉のお客がふえるかなあという考えではとても貧しい考え方だと私は思うんですね。だから、このバスが来るという機会を全面的に表に出して、そうすることによって、安八温泉、行ってみようで安八温泉へ行きました。中のお風呂はすばらしい、宿泊もできる、いっぱい飲めるな、また行ってみよう、隣り合わせまた来ちゃうという、そういうつくりでまちをつくっていただきたい。

先ほど、将来的には土地利用計画の見直しでということでございますが、非常にありがたいと思います。民活、開発ができるように、土地計画の見直しをやっていただきますと、そこにはまた新しい施設ができる。そういったことで、どどこまちが大きくなる、にぎわいがあふれるというまちになってくるということです。

何も、今すぐどうこうせよということで御提案をしておるわけやないものですから、我々の孫の時代、ひ孫の時代、ああ安八町はすばらしいなあというようなまちになっておるように、今から準備をしていただきたいという意味で、まちづくりの御提案をさせていただきましたんで、きょうはそういう意味での課題の整理は十分していただいたと認識しております。できるものからやっていただきたいということを強くお願いをして、質問を終わります。

御答弁は要りません。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたしまして、11時30分から再開をいたします。よろしくお願いいたします。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時30分 再開)

議長 再開をいたします。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので、委員会の開会順に報告を求めます。

スマートインターチェンジ建設促進特別委員長 渡邊明博君。

10番 それでは、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会に付託された事件の審査結果を次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記といたしまして、日時、平成29年3月6日、午後1時45分から行いました。

出席者は、委員全員、関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果でございますが、議第10号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計予算について審査をいたしました。

審査の結果、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保の有無はありません。

その他といたしまして、安八スマートインターチェンジ地区協議会が2月27日に開催され、その議事内容の説明がありました。

お断りをいたしますが、ここで地区協議会というのは、安八町の地区内の関係ではございません。国、県、NEXCO、また関連市町村にかかわる協議会でございます。

主なものといたしまして、供用予定時期として、今まで大変おくれました。この関係については、今まで軟弱地盤に対する調査、検討に時間を要し、現

在もその対策に時間がかかっており、平成29年3月の完成の予定でしたが難しく、1年後の平成30年3月に供用を開始するという報告がNEXCOのほうからありました。

2といたしまして、スマートインターチェンジの名称原案は、安八スマートインターチェンジとすることなどを諮り、承認をいただいた旨の説明がありました。

また、審査終了後に現場の視察を行い、NEXCOより現在の工事の進捗状況について説明を受けました。

以上で、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の報告とさせていただきます。

議長 続いて、議会改革特別委員長並びに総務産建委員長 古澤榮一君。

8 番 それでは、報告をいたします。

安八町議会議長 山中美恵子様。議会改革特別委員会委員長 古澤榮一。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記1. 日時、平成29年3月6日月曜日、午後3時10分から。

2. 出席者、委員全員と議会事務局長。

3. 事件及び審査の結果。

平成29年度議会報告会の開催時期等について協議をいたしました。平成29年度も3会場で開催することを決定し、日時、会場につきましては、5月10日水曜日、ハートピア安八、5月11日木曜日、ふれあいセンター、5月12日金曜日、結の郷で、全会場とも午後7時30分から開催をいたします。

なお、開催に当たりましては、議会だより、町の広報紙、広報無線や地区回覧文書で皆様に案内をいたします。

4. 少数意見の留保の有無はございません。

その他、2月17日金曜日に開催された全員協議会で報告のありました特別職報酬等審議会の答申内容で、議会議員の報酬について、1万円増という答申があり、この時点でも見送りの結論を出しましたが、再度、今回の議会改革特別委員会で協議をした結果、議会議員の報酬について、全員一致で現状維持での報酬ということを確認いたしました。

次に、総務産建常任委員会ですが、報告をいたします。

安八町議会議長 山中美恵子様。総務産建常任委員会委員長 古澤榮一。
本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

- 記1. 日時、平成29年3月9日木曜日、午前10時から。
2. 出席者、委員全員、関係執行部全員。なお、傍聴者は関係課係長。
3. 付託事件及び審査の結果。

議第1号 安八町職員の退職管理に関する条例制定、議第2号 安八町職員の降給に関する条例制定、議第3号 安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定、議第4号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定、議第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定、議第6号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定、議第9号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、議第10号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計予算、議第15号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算、議第16号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、議第17号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議第18号 町道路線の認定について、議第19号 町道路線の変更について、議第20号 町道路線の廃止について、以上を審査いたしました結果、議第10号の平成28年度一般会計補正予算（第6号）並びに議第12号の平成29年度一般会計のうち当委員会の関係分を、また議第15号から20号まで全て原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保の有無はございません。

その他、現地視察といたしまして、平成29年度の工事予定箇所を視察し、中須地内の農道整備や、工専地域内の道路改良工事予定地を視察し、工事概要の説明を受けました。以上。

議長 民生文教委員長 碓井昭夫君。

- 2番 それでは、民生文教常任委員会の御報告をさせていただきます。

安八町議会議長 山中美恵子様。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、

会議規則第77条の規定により報告をさせていただきます。

日時としまして、平成29年3月10日金曜日でございますけれども、午前10時から開催をいたしました。

出席者は、委員全員と関係執行部全員。なお、傍聴者は関係課の係長さんでございます。

付託事件及び審査の結果でございますけれども、議第7号 安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定、議第8号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、全員一致で原案どおり承認をさせていただきました。

また、議第10号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）、続きまして、議第11号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計予算、議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、議第14号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、以上を審査いたしました結果、議第10号の平成28年度一般会計補正予算（第6号）並びに議第12号の平成29年度一般会計予算のうち当委員会の関係分と、また議第11号、議第13号から議第14号までを全て原案どおり承認をいたしました。

少数意見並び留保の件でございますけれども、留保はございません。

その他でございます。

委員会終了後、現地視察として、安八町の小・中学校における英語教育の現状についてということで、牧小学校6年生の英語の授業を視察させていただきました。

以上、委員会の報告とさせていただきます。

議長 以上で委員会報告を終わります。

議長 日程第4、議第1号 安八町職員の退職管理に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第1号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第5、議第2号 安八町職員の降給に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第2号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第3号 安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第4号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第9、議第6号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第10、議第7号 安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第11、議第8号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定
についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第12、議第9号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第13、議第10号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第14、議第11号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第15、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第16、議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第17、議第14号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第18、議第15号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第19、議第16号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第16号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第20、議第17号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第17号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第21、議第18号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第22、議第19号 町道路線の変更についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第23、議第20号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第20号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第24、議第21号 副町長選任につき同意を求める件を議題とします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、私のほうから議第21号、副町長選任に関する提案説明をさせていただきます。

まず、議案を朗読し、その後説明させていただきます。

議第21号 副町長選任につき同意を求める件。

副町長を次のとおり選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、本町議会の同意を求めます。

平成29年3月17日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町西結823番地、氏名、岡田武史、生年月日、昭和36年1月30日。

それでは、提案説明をさせていただきます。

ただいま空席となっております副町長に、参事の岡田武史君を選任いたしたく、提案させていただきました。

岡田武史君は、平成3年4月に入庁され、平成18年5月から総務部で財政主監・総務課長を、平成24年1月からスマートインターチェンジプロジェクト課長・企画調整課長を、そして平成25年4月からスマートインターチェンジ建設準備室長を経て、平成26年4月からは建設課長、その後、渡辺浜幸前副町長が平成27年9月末に退任後は、平成27年11月から参事兼建設課長を、そして平成28年4月からは参事を務められています。

非常に豊かな行政経験、特に財政における知識を持っておられ、また人柄も誠実、温厚であり、誰よりも安八町に対し熱い思い、志を持っている人物でございます。

また、職員の中での人望も厚く、安八町のさらなる発展に向け、御活躍いただけるものと信じております。

なお、選任につきましては、平成29年4月1日からとさせていただきます。

どうぞ、選任につきまして、御同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は原案どおり可決しました。

ここで、新副町長が議場におられますので、御挨拶をお願いします。

岡田武史君。

新副町長 議長様より発言のお許しをいただきましたので、一言御礼を申し上げます。

せていただきます。

ただいまは副町長の選任につきまして、御同意をいただきまして、まことにありがとうございました。

責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

もとより微力ではございますが、安八町の発展に向け、町長の補佐役として、誠心誠意努力してまいる所存でございます。

議員の皆様におかれましても、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。御礼とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議員各位に工事請負契約の締結につきまして、お願ひを申し上げます。

先月、2月28日に工事の入札を行ひまして、安八町配水場自家発更新工事並びにスマートインターチェンジ建設工事に伴ひ、名神南道水路（第1工区・第2工区）の整備に係る道路改良工事であります。

今回、これらの工事請負契約を締結したいので、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を賜りたいので、追加日程としてお願ひをさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

議 長 お諮りします。

ただいま町長より、工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号 工事請負契約の締結についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

事務局より議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議 長 追加日程第1、議第22号 工事請負契約の締結についてを議題といたしま

す。

提案説明を求めます。

建設課長兼S I C建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 では、追加日程表を1枚はねていただきまして、議第22号につきまして、議案の朗読並びに御説明を申し上げます。

議第22号 工事の請負契約の締結について。

次のとおり、工事の請負契約を締結するものとする。

平成29年3月17日提出。安八郡安八町長。

記といたしまして、1件目でございますが、1. 契約の目的、安八町配水場自家発更新工事、2. 契約の方法、指名競争入札、3. 契約の金額、9,504万円、4. 契約の相手方、岐阜県大垣市神田町1丁目1番地、株式会社弘光舎、代表取締役 小野義明。

2件目といたしまして、1. 契約の目的、名神南道水路（第1工区）整備工事、2. 契約の方法、指名競争入札でございます。3. 契約の金額、2億3,004万円、4. 契約の相手方、岐阜県安八郡安八町南今ヶ淵518番地、高田建設株式会社、代表取締役 高田英雄。

3件目といたしまして、1. 契約の目的、名神南道水路（第2工区）整備工事、2. 契約の方法、指名競争入札、3. 契約の金額、2億520万円、4. 契約の相手方、岐阜県安八郡安八町西結2763番地、株式会社堀組、代表取締役 堀知靖。

1件目の工事でございますが、現配水場に設置されている自家発電装置を更新するものであり、工期は9月末を予定しております。

また、2件目、3件目の工事につきましては、スマートインターチェンジの整備に伴いまして、名神高速道路本線南側に位置する道水路のつけかえを行うものでございます。工期は平成30年3月末を予定しております。

この3件の工事請負契約に当たり、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔5番議員挙手〕

議 長 小川文雄君。

5 番 素朴な質問を3点ほどさせていただきます。

1つ、これ予算は今年度予算になっておるかということが1つ。

それから、入札されたのは2月28日と聞いておりますが、そうすれば、初日にお諮りをなぜいただかなかったか、なぜ追加になったかということ、2点目。

それから、間違ってもまだ契約は済んでいませんよね、3点目。よろしく。

議長 答弁、岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 小川議員さんの御質問でございます。

1点目の今年度予算かというお話でございます。

配水場につきましては、補正をお認めいただいた予算で、今年度予算の執行となっております。

また、2件目、3件目につきましても、6月に補正をさせていただいた案件でございます、今年度予算の執行ということでございます。

2問目の御質問でございますが、初日の議案として提出させていただかなかったのは、予算の繰り越し承認が必要でございますので、本日繰り越しの予算の補正のほうを承認いただきましてから、議決をいただくということで、最終日の本日、追加として上げさせていただきました。

3点目でございますが、当然のことながら、入札は2月28日に終わっておりますが、現時点では全ての3つとも仮契約ということで、本日議決が終わった後に本契約の手続をとりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長 そのほかございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第22号は原案どおり可決をいたしました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって平成29年第1回安八町議会定例会を閉会といたします。皆さん、御苦労さんでございました。ありがとうございます。

(閉会時間 午後0時07分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月17日

議 長 山 中 美 恵 子

議 員 渡 邊 明 博

議 員 西 松 幸 子